

# 統一協会への過料通知決定

## 文科省、きょうにも東京地裁へ

文部科学省は6日、宗教法人審議会に対し統一協会（世界平和統一家庭連合）の質問権行使に対する回答を承認し、同省は通知を行うことを決定しました。文科省は、統一協会が「宗教法人法に違反して書類を科すよう裁判所に通知する」とを説明し、公共の福祉を害するとした疑いがある」とし、7月に開催の質問権行使に対する回答を決定しました。

文科省は、統一協会が「宗教法人法に違反して書類を科すよう裁判所に通知する」とを説明し、公共の福祉を害するとした疑いがある」とし、7月に開催の質問権行使に対する回答を決定しました。

文科省は、統一協会が「宗教法人法に違反して書類を科すよう裁判所に通知する」とを説明し、公共の福祉を害するとした疑いがある」とし、7月に開催の質問権行使に対する回答を決定しました。

文部科学省は6日、宗教法人審議会に出席し、明らかに認められる行為をしてきました。

文科省によると、質問は500項目以上あるとしています。返し聞いても協会から答えがなかった項目もありました。地裁への通知は、7月に郵送で行うと説明しました。

文科省は、これまでの協会側の対応について「全体の約2割の100項目以上が報告されていない」との状況を説明した上で、「違反の程度も軽微ではない」とからね封書一通のみを送る東京地裁に対して過料などをとしていました。

事件通知を行ったことについて「裁判所に通知する」と述べました。

宗教法人法は、質問権行使に対して回答拒否や虚偽請求します。▼関連③面